



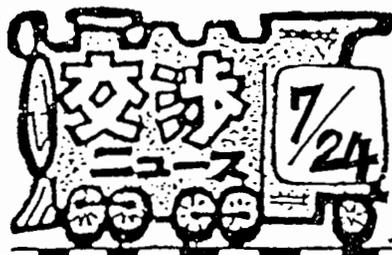
月刊 労働千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄道) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

90. 7. 27 No. 3260



処分の不当性をめぐり追及 千葉支社は正面から答えよ

労働千葉は、七月二三日に開催された団体交渉において、処分の不当性をめぐり追及し、撤回を強く求めた。

団交の冒頭、千葉支社当局は、

①「三月十八日のストは突如通告があり、十二時以降、終日大混乱した」

②「ストの指導及び参加者の他、十二・五、一・一八、三・一八―二一ストの一連の行為について合わせて処分した」として、撤回する考えはないと公言した。

処分はまさしく、法も権利も無視し、ただただ労働千葉破壊のみを目的とした、不当極まるものであり、「初めに処分ありき」・「処分のための処分に他ならない。しかも三・一八ストを「違法」と決めつけるために、全く正当な、争議行為時のスト破りにたいする抗議・説得行動をも「暴言」「いやがらせ」とねじまげて処分するなど、スト権そのものの否定に他ならない。団体交渉でこれだけの大量不当処分をしておきながら、何ひとつまともに回答することもできず、この処分のデータラメ性がますます明らかとなった。

(1) ストライキの違法性の根拠が「態様において違法」から「目的・手続・態様のいずれにおいても違法」にひょう変した点について

組・これまでは、団交で三、一八ストライキは違法であるとする根拠について何度も説明を求めたが、「目的・手続・態様のうち、態様において違法なもの」と、ずっと言い続け「目的・手続・態様のいずれにおいても違法」などと言ったことは一度もなかったではないか!

当・その辺については、処分については検討中であつたということでは「組」・そうじゃなくて、「違法」とする根拠が何故変わったのかについて聞いているのだ。

当・精査し、検討した結果正当なものでないと判断した。

組・というと違法かどうか検討もしていない段階から「おわび広告」を出したり、違法だ、処分すると叫びたてていたということか!

当・その時点で目的とか手続とか態様とか言ったとか言わなかったと結果違法だということだ。

組・まったく回答にも何もうなつていず、結局「処分せよ」という結論だけが先にあつたことを自己暴露してしまつたようなものである。

(2) スト通告が五分前であつたというデマについて

組・五分前に通告したなどというのは全く事実が違ふ! 朝から、千葉転・津田沼の事態について善処しなければ、ストに入らざるを得ないと通告したにもかかわらず、当局が返事ができないから待つてくれと言っていただけではないか。もう時間切れだ、と言つたら「やむをえません」と言つたではないか!

当・最終的に私たちの方は一一時五五分ということで……

組・そうではない! 一一時五五分は、時間切れで、組合が千葉支社から引き上げた時間ではないか!

当・津田沼・千葉転を何とかしろ、という話しはたしかにあつたが……

組・一〇時すぎにはストに入らざるを得ない、とはつきり通告したではないか!

当・……

(3) 本部・佐藤、川崎両執行委員に対する「出勤停止三日」の不当処分について

組・この二名について、処分事由の「本部執行委員であつた責任が認められる」とは、どのような意味か!

当・組合の役職についているということは、相応な責任があるという見解にたつて、今回の

現場からの反撃を

組・指導責任と言っているのに、何故二名だけに對し解雇につぐ重処分をしたのか!

当・即答できないので保留にしてみたい。

組・何と処分しておきながら、理由すら言えないというデータラメさ! この他、一四一名個々の処分の不当性を厳しく追及したが、「時間切れ」となり、引き続き協議として、この日は終了した。

労働千葉は、今後さらに団交を積み重ね、徹底して不当性を暴き、処分撤回に向け闘い抜く決意である。

闘いは、これからだ。反撃に立ち上がろう。「処分」にはストライキで!

職場から、処分粉砕の渦をまき起こそう!

ストへの指導的な立場が充分にあつたということだ。

組・在籍本部執行委員のうち、この二名だけ、ピックアップされたのはどういうことか!

当・だから今言つた理由だ。

組・指導責任と言っているのに、何故二名だけに對し解雇につぐ重処分をしたのか!